

平成29年度 相談支援事業所アウル事業計画

1. 事業内容

利用者または障害児の保護者等の意思及び人権を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように配慮して行う。支援の提供に際しては、利用者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保険、医療、福祉、教育、就労支援等のサービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。

- ①営業日は月曜日から金曜日までとする。
- ②地域は相模原市全域とする。
- ③対象者は障害福祉サービスの申請もしくは変更の申請にかかる障害者又は障害児。
- ④障害種別等により支援が困難な場合は、障害者支援センター松が丘園(基幹型相談支援事業所)と連携して行う。

2. 相談支援の充実

1) 障害児支援利用計画の充実 (児童福祉法)

従来、南区内の児童を対象とする相談支援事業所は4事業所のみであったため、アウルへの障害児支援利用計画作成の希望が多く、特徴的に重症心身障害児の障害児支援利用計画作成希望が多い。事業所設立3年目で新規児童の計画作成依頼は減ると考えられ、しっかりとモニタリングを行っていくこととする。

バンビ在籍児の障害児支援利用計画についてはバンビ個別支援計画との連携を図りながら作成できるように工夫していく。

2) サービス等利用計画の充実 (総合支援法)

児童福祉法の利用とともに移動介護など障害福祉サービスを利用することによる作成が多くみられた。多くの事業者を組み合わせ利用している利用者も多く、その調整等には配慮を必要とした。複数サービスを利用する場合のサービス事業者との密な連携及び調整も重要であり、サービス事業所との連絡会議を今年度も定期的開催する。

3. モニタリングの充実

受給者証に示されるモニタリングについては、時期の管理、内容の検討等について計画の管理を徹底していく。

併せて、各事業所個別支援計画との連携を考慮し、個別支援会議を積極的に開催していく。

4. 請求事務の正確化

請求事務については過誤があると翌月請求になり、収入は翌々月になることになる。通常請求事務は月平均 50 件前後であるが、全ケースのモニタリング時期管理、受給者証期間管理、利用サービス事業者連絡などを誤りなく行うため、計画管理票を作成した。それにより、請求事務及び計画期間管理の負担軽減、省力化及び正確化を図りたい。併せて今後は請求と管理のソフトの導入を準備する。

5. 相模原市障害者自立支援協議会の部会・地区会の参加について

従来 6 部会が設定されているが、アウルは主に 3 部会【全市相談支援事業所連絡会、個別支援検討・連絡会(南区)、個別支援検討・連絡会(児童)】に参加している。各部会については毎回参加して、南区での顔の見える連携をめざしていく。

6. 相談員の増員について

他事業所においては、ほとんどが兼任で運営していることが多い。今後についてはバンビ事務及び保護者支援の強化のため兼任 3 名体制で運営をする。

以上